

スマート建設推進事業費補助金交付要綱

令和8年10月7日制定

(趣旨)

第1条 スマート建設推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 「主たる営業所」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の営業所のうち主たるもの（営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書に主たる営業所として記載したものをいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 「事業主」とは、事業の経営の主体である個人又は法人若しくは法人格がない社団若しくは財団をいい、「中小企業事業主」とは、その資本金の額若しくは出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を常態として超えない事業主をいう。
- (3) 「国補助金」とは、中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）をいう。
- (4) 「完了日」とは、国補助金の額の確定通知日をいう。

(目的)

第3条 この補助金は、人手不足の深刻化や物価高などにより厳しい経営環境にある建設業者に対し、デジタル技術・製品への投資を支援し、建設業における生産性向上を推進することにより、地域の安全・安心や経済を支える建設業の維持・確保を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 中小企業事業主であって、県内に主たる営業所を有する者であること。
- (2) 補助金の交付申請時において、広島県建設工事等入札参加資格を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法に基づいて再生手続の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- (5) 県税の滞納がない者であること。

(補助対象事業)

第5条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する事業とする。

- (1) 補助対象事業者が国補助金の交付決定を受けている事業であること。ただし、補助対象事業者が令和8年10月19日から令和9年3月31日までに国補助金の交付申請を行ったものに限る。
- (2) 国補助金の製品カタログに登録された製品のうち、「測量機器」のカテゴリに属する製品を導入する事業であること。
- (3) この補助金の交付決定日以後に着手する事業であること。
- (4) 完了日が令和9年12月28日以前であること。

(補助対象経費等)

第6条 補助対象経費は、国補助金において補助対象と認められた経費のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 機器の購入に要する経費

(2) (1)に伴う機器の設置作業、運搬、動作確認及びマスタ設定等に要する経費

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、補助対象事業について、この補助金及び国補助金以外の補助金等の交付を受けて行われる事業は、交付の対象外とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費から国補助金の交付決定額を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額とし、上限額を250万円とする。

2 規則第13条の規定による補助金の額の確定において、前条に規定する補助対象経費から国補助金の確定額を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額（以下「県補助金の確定額」という。）が、前項に規定する補助金の額に満たない場合は、県補助金の確定額を補助金の額とする。

3 前2項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第3条第1項の規定により提出する申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 国補助金に係る交付申請書類及び交付決定通知書の写し

(2) 誓約書（別記様式第2号）

(3) 県税の納税証明書の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

2 交付決定額の総額が予算額に達すると見込まれるときは、申請の受付を終了することができる。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の規定による通知を受けた日から起算して30日以内とし、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、取下届出書（別記様式第3号）を知事に提出するものとする。

(事業内容の変更等)

第10条 補助事業者は、交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（事業の中止及び廃止）

第 11 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（別記様式第 5 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 12 条 補助事業者は、補助事業に係る国補助金の額の確定通知を受けたときは、実績報告書（別記様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1）契約書又は注文書の写し
- （2）納品書の写し並びに納品機器の設置及び使用の状況が分かる写真
- （3）請求書及び費用の支払が確認できる書類の写し
- （4）国補助金に係る実績報告書の写し
- （5）国補助金に係る補助金額の確定通知書の写し
- （6）口座振替依頼書（別記様式第 7 号）
- （7）その他知事が必要と認める書類

2 前項の実績報告書は、補助事業の完了日から 2 週間以内に提出しなければならない。

3 補助事業者は、令和 9 年 3 月 31 日現在において補助事業が完了していないときは、同日現在における補助事業の遂行状況を記載した年度終了実績報告書（別記様式第 8 号）を、令和 9 年 4 月 14 日までに知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 13 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2）補助金の交付決定の内容、これに付した条件、この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく知事の処分に違反したとき。
- （3）国補助金に係る交付決定の全部若しくは一部が取り消され、国補助金の額が変更され、国補助金の全部若しくは一部の返還を命ぜられ、又はその他この補助金の交付要件を満たさなくなったとき。

（補助金の返還）

第 14 条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、知事が定める期日までに補助金を返還しなければならない。

（財産の管理）

第 15 条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（別記様式第 9 号）を備え管理しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 16 条 取得財産等のうち、規則第 22 条第 2 号及び第 3 号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上（税抜）の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 規則第 22 条ただし書の規定による期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めるとおりとする。

- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記様式第 10 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 4 知事は、前項の規定により承認を受けた取得財産等の処分により収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（帳簿等の保存期間）

第 17 条 規則第 21 条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助金の支払日から起算して 5 年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 7 日から施行する。